

三広第 13 号の 2
令和 7 年 9 月 1 日

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校
PTA 会長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克世



PTA から三田市への要望書について (回答)

処暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 25 日に提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

1 現在の学校間の居住地交流以外に、特別支援学校の小学部の生徒が、居住する地域の児童と交流できる場を増やしてほしい (教育支援課回答)

居住地校交流につきましては、兵庫県教育委員会からも、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校交流を実施することで居住地との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進するよう通知されております。

三田市といたしましてはそれらを踏まえ、特別支援学校へ入学または転学予定のお子さん及び保護者に対して、就学相談会の中で副次的な学籍に関する説明及び居住地校交流の是非を確認するとともに、居住地である小学校へも、特別支援学校から交流の依頼があった場合には、ねらいや目的を教職員同士や保護者と共有しながら、積極的な交流及び共同学習を実施するよう指導をしているところです。

ご要望の「居住する地域の児童と交流できる場を増やしてほしい」につきましては、各学校の教育課程の編成は、在籍する学校長の責任のもと編成することになっておりますので、今回いただきました貴重なご意見は、まずは在籍している学校にご相談いただきますようお願い申し上げます。

上野ヶ原特別支援学校から居住地校へ交流の依頼があった場合は、各学校へ柔軟かつ積極的に対応するよう伝えておりますのでご安心ください。

児童生徒一人ひとりの状況に応じて、居住地校交流の態様も様々であることを踏まえ、居住地に在籍する児童生徒との交流を通し、お互いにとっての学びが充実するよう、今後とも推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2 三田市居住の生徒の給食代については、三田市立学校の生徒と差が無いように補助をお願いしたい (学校給食課回答)

三田市が実施しております中学校給食費の無料化は、三田市立の中学校に在籍する生徒を対象としております。その理由といたしまして、学校給食法第 4 条において、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよ

うに努めなければならない。」と定められております。三田市は、この規定に基づき、設置者である三田市立の小中学校に対し、学校給食を実施する責任を負っております。

一方、上野ヶ原特別支援学校は、兵庫県が設置者となります。現在、特別支援学校の給食につきましては、特別支援学校からのご依頼に基づき、三田市が委託を受けて提供している状況です。しかしながら、これは県立の特別支援学校に対する協力という形であり、給食の提供主体は三田市であるものの、設置者は県となります。そのため、三田市が実施する給食費無料化の対象は、あくまで三田市が設置者である中学校に通う生徒となり、県立の特別支援学校に在籍する生徒は対象外とさせていただいております。

今回、ご要望として、設置者が異なるため無料化ができないのであれば、三田市立学校の生徒と差がないように補助してほしいとのことですが、市としては義務教育施設の設置者である県の考え方や市が補助する場合の課題等も確認したうえで、今後の対応を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3 障害や特性を持っていても、参加できるスポーツや文化活動の場を増やしてほしい。また、そういった情報を得る機会があまりないので、既にあるのであれば分かりやすく発信してほしい。(文化スポーツ課回答)

障害者スポーツにつきましては、現在、水泳教室やさんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデー、マスターズマラソンファンラン部門において、障害があってもスポーツができる環境を提供しております。なお、スポーツ推進審議会委員より、既存のスポーツイベントでも、少しやり方を変えれば障害のある方も参加が可能であるという意見をいただきました。そのような発想を基に、誰もがスポーツを楽しんでいただけるように、引き続き取り組んでまいります。

文化活動につきましては、障害のある方の義務教育終了後の生涯学習機会を確保することを目的に、障害者交流サロン「きらりんクラブ」、「青い鳥学級（視覚障害者対象）」、「くすの木学級（聴覚障害者対象）」を開催しております。また、総合文化センターにおいては、発達のゆっくりな小学生を対象とした音楽ワークショップやどなたもご参加いただける市民文化祭を開催しております。

また、情報を得る機会につきましては、現在、ホームページやインスタグラム等SNSを活用した広報を実施しておりますが、スポーツ推進審議会委員より、三田市身体障害者福祉協議会に情報提供してはどうかとの意見をいただきましたので、今後は障害者協会、障害施策部門との連携強化に努めてまいります。

4 障害者が成人後、気軽に体を動かしたり、スポーツ、ニュースポーツなどを楽しめる場所がほしい。たとえば、三田市民病院跡地にそういった施設を入れることも検討してほしい(文化スポーツ課回答)

障害者スポーツ等につきましては、既存のスポーツイベント等の発想を変えて、誰もがスポーツを楽しんでいただけるように、今後の取り組みを図ってまいります。なお、場所の提供につきましては、施設管理者や担当所管課等とも連携を図り、今後検討が必要であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

5 現状では就労継続支援A型、生活介護の事業所の数が不足しています。新しい事業所を開設することはできないでしょうか（障害福祉課回答）

現在、三田市では就労継続支援事業所及び生活介護事業所ともに開設の制限は設けておらず、新規事業者の参入が可能となっており、近年でも就労継続支援事業所のA型事業所及びB型事業所がともに新規開設されています。

今後も、特別支援学校等を卒業する生徒の皆さまがより充実した選択ができるよう、進路相談等の機会を活用して、市内や市外近隣地域の事業所等に関する情報提供や、市内事業所等へ働きかけを行うほか、事業運営について相談に応じるなどサービス利用環境の充実に努めてまいります。

6 特に親子で利用する商業施設等において、障害者手帳、療育手帳提示による割引実施施設を拡充してほしい（障害福祉課回答）

障害者割引の実施につきましては、公共施設等の利用料の減免制度がありますが、民間企業では携帯電話料金や公共交通機関等の割引を拡充するなどの取り組みが行われております。

ご要望の商業施設等における各種割引制度の拡充には、障害のある人の社会参加に向けて地域や社会全体における理解促進が必要と考えており、障害者に限らず高齢者や生活困窮者等、福祉的な支援が必要な人を含めて検討いただくことが重要と考えております。

市では、障害者雇用、福祉事業所の活動等における支援、市民や民間事業者に対する障害のある人への合理的配慮の周知・啓発等を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう総合的に障害施策を推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

7 放課後等デイサービスにおいて、重度の障害をもつ生徒も利用可能な送迎支援が可能な事業所を増やしてほしい（障害福祉課回答）

放課後等デイサービスにつきましては、市内14事業所のうち4事業所が重度心身障害児を対象としており、送迎支援も実施しております。児童生徒の皆さまには、この4事業所以外でも利用いただいておりますが、事業所からは送迎業務の人員確保が難しいと伺っております。

また、三田市内で新規開設を検討している事業所から相談があった場合には、重度障害のある方の受け入れにつきまして働きかけを行っているところですが、特に看護職員や行動障害研修を受けた職員等の人材確保が課題と認識しています。

今後も、皆さまからお聞きしております希望を踏まえ、事業所の開設の相談があった際には継続して提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

8 福祉避難所の利用が必要になった場合、上野ヶ原特別支援学校の三田市外在住の在校生及び卒業生も利用させてほしい（危機管理課回答）

原則として受入対象者は、三田市内在住の在校生と卒業生になりますが、災害が

発生し三田市で福祉避難所を開設している場合は、三田市と事前に協議を行っていない三田市外居住の在校生と卒業生を、上野ヶ原特別支援学校と協力のうえ福祉避難所の受入れを行います。災害時に学校に避難した際の利用を拒むものではありませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 9 福祉センターを利用する際に、ウッディタウンから乗り継ぎせずに直接行ける路線バスがなくなり不便。例えば小学校間の学童の送迎で使用している市の送迎車を、使用時間外に福祉センター間の送迎車として活用するなど改善することができないか
(交通政策課・子ども育成課回答)

神姫バスに確認しましたところ、ウッディタウンより乗り継ぎせず直接福祉保健センターに行けるバス路線はなく、ゆりのき台から神戸三宮行きバスの一部の便が総合文化センターを停留所にして1日数便運行していたが、利用者の減少等により令和7年春よりなくなっていると聞いております。また、放課後児童クラブの送迎バスは、民間事業者と運行業務委託契約を締結し、平日の午後や夏休み等の長期休業期間中は終日、送迎を行っています。それに加えて、市内小学校の水泳授業(6月初旬~12月中旬の午前中)の送迎にも使用しております。このため、ご提案にあります福祉センターへの送迎に活用することは難しい状況です。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。